

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大局面において、休診する医療機関が多くなる年末年始等の期間内（令和4年12月24日（土）、12月25日（日）、12月29日（木）から令和5年1月3日（火）まで及び1月7日（土）から1月9日（祝）までをいう。以下同じ。）に開院して発熱患者等の診療を行う診療・検査医療機関に対し、体制確保等に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の検査に対応し、かつ、かかりつけ患者以外の患者も診療する診療・検査医療機関として県の指定を受けた医療機関で、年末年始等の期間内に開院して発熱患者等の診療を行う意向を事前に県へ回答したもの
- (2) 診療・検査医療機関としての対応時間その他必要な情報を県ホームページに掲載することに同意したもの
- (3) 年末年始等の期間内において、診療・検査医療機関として県の指定を継続して受けているもの

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の額等)

第4 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 開院1日ごとに、発熱外来として対応した時間（2時間以上に限る。）に別表第1欄の補助基準額を乗じて得た額と、100,000円を比較して少ない方の額
- (2) 発熱外来として対応した時間の単位は時間とし、1時間に満たない端数は切り捨てるものとする。

(意向の事前確認)

第5 補助金の交付を希望する医療機関は、年末年始等の期間内の開院に関する意向表明書（第1号様式）を知事が別に定める日までに提出するものとする。

(申請書等)

第6 規則第3条第1項の申請書は、第2号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績報告書(第3号様式)
- (2) 年末年始等の期間内における開院状況を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、令和5年2月13日とする。

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (2) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の支出その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(第4号様式)その他関係書類を第11第2項に規定する期間、整備保管すること。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む。)には、仕入控除税額報告書(第5号様式)により知事に報告すること。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(交付の決定等)

第9 知事は、第6の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定及び額の決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

(補助金の支払い)

第10 知事は、第9の規定により交付の決定及び額の決定を行ったときは、速やかに補助金を支

払うものとする。

(処分の制限を受ける財産等)

第 11 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格が 50 万円以上の機械、器具等とする。

2 規則第 19 条ただし書の規定により、財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(施行事項)

第 12 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。

別表 （第 3 ・ 第 4 関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費
開院 1 日につき、発熱外来として 2 時間以上対応した場合、1 時間当たり 12,500 円	県の指定を受けた医療機関が、年末年始等の期間内に開院して発熱患者等の診療を行う際の体制確保等に要する経費 ただし、次の経費を除く。 ・ 地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。） ・ 用地の取得費

第1号様式（第5関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地
申請者 機関名
代表者名

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金
に係る開院に関する意向表明書

このことについて、下記のとおり開院計画を提出します。

記

開院計画

開院予定日	開院予定時間	備考
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	
年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分	

（注）「開院予定時間」は、発熱外来として対応する実時間とし、診療等を休止している休憩時間等を含めないこと。

第2号様式（第6関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地
申請者 機関名
代表者名

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

令和4年度において実施する青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
また、補助金の交付決定がなされた場合は、下記の金額を請求します。

記

1 申請（請求）額 _____円

2 振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

（注）次の書類を添付すること。

- 1 振込先口座の通帳の写し（口座番号と口座名義（カタカナ）が分かるページ）
- 2 申請者と口座名義人が異なる場合は、受領についての委任状

3 添付書類

- （1）補助事業実績報告書（第3号様式）
- （2）年末年始等の期間内における開院状況を証する書類（タイムカード、勤務記録等の写し）
- （3）その他知事が必要と認める書類

第 3 号様式（第 6 関係）

補助事業実績報告書

1 補助事業者

機関名		連絡先	
		(担当者)	

2 開院実績

		A	B	C (A×B)	Cと100,000円を比較して少ない方の額
開院日 (曜日)	開院時間 ※発熱外来として対応した実時間	合計開院時間 ※1時間未満切捨て	補助基準額 (円) ※1時間当たり	算出額 (円)	精算額 (円)
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分		12,500	0	0

3 申請（請求）額

0

円

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名	取得等した財産の内容				経費の負担区分			処分制限期間		処分の状況		備考
	名称	規格、 数量等	取得等年月日	取得等金額	県補助金 (補助率)	自己資金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
				円	円	円	円					

注1 「処分制限年月日」欄には、処分制限の終期を記載すること。

2 「処分の内容」欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記載すること。

3 「備考」欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者等の名称並びに補助金返還額を記載すること。

第5号様式（第7関係）

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地
補助事業者 機関名
代表者名

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青保第 号で交付の決定の通知を受けた令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症発熱外来体制強化事業費補助金交付要綱第7第5号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条により確定した補助金の額
(令和 年 月 日付け青保第 号による補助金の確定額)
金 _____ 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)
金 _____ 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料等）